

[検討事項] ■議員の活動原則

□災害時における議員の活動

1. 考え方について

- ①議員は、災害等が発生することが予想される場合は、地域での防災活動に努めるものとする。
- ②議員は、災害等が発生した場合は、地域での減災活動に努めるものとする。
- ③議員は、災害等に関して得られた情報に基づき、市民への情報提供を積極的かつ適切に行うものとする。

2. これまで検討を行った関連する検討項目

□災害時における議会の活動（※協議中）

3. 参考条文、参考事例等

○半田市（災害時の対応）

第 19 条の 2 議員は、災害が発生することが予想されるときは、地域の情報を把握し、災害の未然防止に努めなければならない。

2 議員は、災害が発生したときは、市民の生命及び財産を災害から守るため、市民とともに地域の防災活動及び減災活動に努めなければならない。

○茨城県

第 4 条（議会の役割）

議会は、次に掲げる役割を担うものとする。

（6）県民の生命又は生活に直接影響を及ぼす災害等が発生した場合は、県民及び地域の状況を的確に把握し、知事等に速やかに必要な要請を行うこと。

第 12 条（議員の責務）

議員は、選挙によって選出された県民の代表として、その負託にこたえるため、県政の課題及びこれに対する県民の意思を的確に把握し、議会活動を通じて、県政に反映させる責務を有する。

第 13 条（議員の役割）

議員は、前条の責務を果たすため、次に掲げる役割を担うものとする。

（5）災害等における緊急的な調査活動等を行うこと。